

省エネ・省 CO₂加速化支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 省エネ・省 CO₂加速化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、家庭及び中小企業等の早期の省エネルギー化並びに再生可能エネルギーの導入拡大及び電力需給の安定化を図り、断熱窓及び省エネ設備等の導入加速により、関連産業の競争力強化及び経済成長を実現し、GXを加速させるとともに、大阪市の2030年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献するため、次条第1項に規定する補助事業を実施する者として市長が適当と認めた者（第5条に規定する補助事業者をいう。）に対し、当該補助事業の実施に要する経費の補助を行うことを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 この補助金は、省エネ・省 CO₂加速化支援事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、補助金を財源として次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に係る給付金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

(1) 住宅等の脱炭素化促進事業

(2) 中小企業の省エネ・省 CO₂加速化支援事業

2 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は、別表のとおりとし、別表第1欄の区分ごとに算出した別表第2欄の補助対象経費の額に、別表第3欄の補助率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定によ

り仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更申請）

第 5 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 2 号による変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

（交付の決定の通知）

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定による交付申請書又は前条第 1 項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第 3 号による交付決定通知書又は様式第 4 号による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、補助金を交付しない旨の決定を行い、理由を付して、様式第 5 号による不交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

3 第 4 条第 1 項の規定による交付申請書又は前条第 1 項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前 2 項の規定による決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

4 市長は、第 4 条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第 7 条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業事務の全部若しくはその主たる部分（別表第 1 欄の事務費の区分欄の合計額の 50%を超えるもの）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りではない。

(2) 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合

は、実施に関する契約を締結し、様式第 6 号による第三者委託等報告書により市長に報告しなければならない。ただし、第 4 条第 1 項の規定による交付申請時に当該第三者を含んだ補助事業の実施体制を示している場合はこの限りでない。

- (3) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (4) 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第 7 号による計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第 5 条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第 1 欄の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- (5) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 8 号による中止（廃止）承認申請書を市長に提出して承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 9 号による遅延報告書を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- (7) 補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに様式第 10 号を参考に必要な項目を記入した遂行状況報告書を市長に提出しなければならない。
- (8) 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第 11 号による名称変更等報告書により市長に報告しなければならない。
- (9) 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 12 号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して第 13 条第 1 項の

規定による実績報告を行った場合には、この限りでない。)。市長は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。なお、当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合の延滞金等については、規則第19条の規定に準ずる。

- (11) 補助事業者は、間接補助事業者（間接補助金の交付決定を受けた者のうち間接補助事業を実施する者をいう。以下同じ。）に間接補助金を交付するときは、前号に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

ア 補助事業者は、間接補助事業の完了によって間接補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、間接補助金の交付の目的に反しない場合に限り、間接補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、間接補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

イ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他市長が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を勘案して、環境大臣又は経済産業大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号市長官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、補助事業者が定める期限内に納付がない場合の延滞金等については、規則第19条の規定に準ずる。

エ 間接補助事業者は、間接補助事業の完了後、大阪市が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために

必要な情報について、大阪市（大阪市から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

- (12) 前号イ、ウ及びエにより付した条件に基づき補助事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ市長の承認又は指示を受けなければならない。
 - (13) 補助事業者は、第 11 号により付した条件に基づき、間接補助事業者から間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、市長に報告し、市長はその納付額の全部又は一部を納付させることがある。
- 2 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（申請の取下げ）

第 8 条 申請者は、補助金の交付の決定又は補助金の変更交付の決定の通知を受けた場合において、決定の内容又は規則第 7 条第 1 項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、様式第 13 号により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書（補助金の変更交付の決定の通知を受けた場合は、変更交付決定通知書）を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

（交付の時期等）

第 9 条 市長は、補助事業の完了前に、その全部又は一部を概算払するものとする。

- 2 補助事業者は、第 6 条第 1 項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。
- 4 補助金の交付額の変更を受けた補助事業者は、第 5 条に基づき変更された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。
- 5 第 3 項の規定は、前項の規定による請求を受けた場合において準用する。

（補助事業の遂行の命令等）

第 10 条 市長は、第 7 条第 1 項第 7 号の規定による報告書及び次項の規定に

よる報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助金の交付決定を受けた者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、様式第14号により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 第4条から第9条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

- 5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

- 6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（補助事業等の適正な遂行）

第12条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、様式第15号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、市長は補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書（第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項第4号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第16号による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、様式第17号による精算書（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、第6条第1項により通知された金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第1項の規定による精算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。期限内に納付がない場合の延滞金等につ

いては、規則第 19 条の規定に準ずる。

- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 市長は、第 7 条第 1 項第 5 号の補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 4 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業又は間接補助事業を遂行することができない場合（補助事業者又は間接補助金の交付決定を受けた者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - (5) 間接補助金の交付決定を受けた者が、法令に違反又は間接補助金を他の用途に使用した場合その他第 17 条に定める交付規程に違反した場合
 - (6) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合であって、第 1 項第 1 号から第 3 号又は第 6 号の規定による交付の決定の取消しである場合には、加算金の納付を併せて命ずるものとし、当該加算金の割合等については規則第 19 条の規定に準ずる。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合の延滞金等については、規則第 19 条の規定に準ずる。
- 5 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して様式第 18 号により通知するものとする。

(間接補助金の交付規程の承認)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき（ただし、軽微な変更である場合を除く。）も同様とする。

(情報管理及び秘密保持)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、要綱等を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助金の交付決定を受けた者その他の第三者の秘密情報（間接補助金の交付決定を受けた者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 19 条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率
事業費	間接補助事業の実施に要する経費、間接補助事業に係る診断等を受けるために要する経費	10/10
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料及賃借料、会議費、役務費、委託料及び租税公課並びにその他必要な経費で市長が承認した経費	10/10

(様式第1号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業等の名称、目的及び内容等

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容
- (4) 実施計画書 別紙1のとおり

2 補助金交付申請額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ～ 年 月 日

5 その他添付書類

- (1) 定款
- (2) 直近2年間の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算
- (3) 補助事業の実施体制を明らかにした書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略可。

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

事業計画書

事業実施代表者	氏名 役職 所在地 電話番号/Eメールアドレス	
事業実施担当者	氏名 役職 所在地 電話番号/Eメールアドレス	
経理責任者	氏名 役職 所在地 電話番号/Eメールアドレス	
事業の主たる実施場所		
事業の内容	※間接補助事業の募集から間接補助金の支払いまでの事業の具体的内容を記載	
事業実施のスケジュール	※「事業の内容」に記載した内容に関するスケジュールを記載する。	

収支予算書（経費内訳）

（単位：円）

(1) 補助対象経費の 区分	(2) 補助事業に要す る経費	(3) 補助対象経費の額 (交付申請額)	(4) 積算内訳	備考
事業費				
事務費				
合計				

※補助対象経費については、税抜額を記載してください。

(様式第2号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあつた省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金の交付決定について、次のとおり交付申請を変更したいので、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

(注) 具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。

2 添付書類は、様式第1号のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

(様式第3号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金については、次のとおり交付することとしたので、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（交付要綱第7条第1項第4号アただし書及びイただし書に規定する変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 交付要綱第7条に記載の交付の条件を遵守すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

4 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第4号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金については、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、年 月 日付け大阪市指令 第 号で交付決定した内容を次のとおり変更することを決定したので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助事業に要する経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、大阪市補助金等交付規則及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第2項において準用する第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 6 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（交付要綱第7条第1項第4号アただし書及びイただし書に規定する変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市

職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。

(5) 交付要綱第7条に記載の交付の条件を遵守すべきこと。

(6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び交付要綱の規定を遵守すべきこと。

7 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第5号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第6号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金第三者委託等報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業等について、事務を第三者に委託等したいので、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第2号の規定により次のとおり報告いたします。

記

- 1 補助事業に要する経費 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所
- 3 委託等を行う業務の範囲、内容
- 4 委託等が必要となる理由
- 5 委託等を行う相手方について選定した理由、選定方法
- 6 委託等を行う事業に要する経費 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名・連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名・連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

(様式第7号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第4号の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

- 1 変更する内容及びその理由
- 2 変更が補助事業に及ぼす影響
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1号の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

- 2 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1号の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

(様式第8号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第5号の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第9号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金遅延報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業の遅延について、省エネ・省CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第6号の規定により、次のとおり報告します。

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・メールアドレス)

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を記載すること。

(様式第 10 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 7 号の規定により、次のとおり報告します。

補助対象経費の区分	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂行状況
事業費			
事務費			
合計			

本件責任者及び担当者氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

※様式第 10 号は参考書式であり、補助事業者は交付要綱第 7 条第 1 項第 7 号による報告を求められた場合には、随時必要な項目を報告すること。

(様式第 11 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金名称変更等報告書

補助事業者の名称又は住所の変更が生じたので、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 8 号の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

注 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

(様式第 12 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金額 (交付要綱第 14 条第 1 項による額の確定額)

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 本件責任者及び担当者氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

注 別紙として積算の内容を添付すること。

(様式第 13 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金の交付決定について、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

(様式第 14 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金について、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(様式第 15 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金の予定金額 金 _____ 円
- 3 補助事業の実施状況
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の実績
- 4 補助金の経費実績
別紙のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 6 本件責任者及び担当者氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

経費実績

(単位：円)

交付決定内容		経費実績			(6) 補助金以外の 収入額
(1) 補助対象経費 の区分	(2) 補助交付決定額	(3) 流用増減額	(4) 補助対象経費 の額 (2) + (3)	(5) 補助金所要額 = (4)	
事業費					
事務費					
合 計					

(7) 改補助金所要額 (5) - (6)	(8) 補助金受領済額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

注 別紙として積算の内容を添付すること。

※ 他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

(様式第 16 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 _____ 円については、交付要綱第 14 条第 2 項の規定により別途送付する納付書に記載する期日までに返還することを命ずる。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

(様式第 17 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について精算払(概算払)を受けたいので、2030 年度目標達成に向けた大阪市二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余(又は不足)額	金	円

2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(様式第 18 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付決定取消書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 5 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由